四　公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　協定規則第43号改訂版補足第５改訂版の附則21に規定する前面ガラスの試験領域Ａ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ａ」という。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

⑶　試験領域Ⅰに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Ⅰに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

五　窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器（窓ガラスに埋め込まれた電熱線を含む。以下この条、第117条及び第195条において同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴から⑷までに掲げる要件に適合するものであること。

⑴～⑶　（略）

⑷　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　（略）

⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

六　（略）

七　装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70％以上であることが確保できるもの

八　（略）

九　大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けられたワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100㎜以内の範囲に貼り付けられたものであること。

ロ　側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150㎜以内の範囲に貼り付けられたものであること。

四　公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則21に規定する前面ガラスの試験領域Ａ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ａ」という。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

⑶　試験領域Ⅰにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Ⅰにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

五　窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器（窓ガラスに埋め込まれた電熱線を含む。以下この条、第117条及び第195条において同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴から⑷までに掲げる要件に適合するものであること。

⑴～⑶　（略）

⑷　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　（略）

⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

六　（略）

七　装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70％以上であることが確保できるもの。

八　（略）

九　大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けられたワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。

ロ　側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。